

麻薬取締部門

15 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締り

① 概要

ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪に関する司法警察権を付与された麻薬取締官によって構成され、麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物及び模造医薬品などの薬物犯罪の取締りを行っています。

イ 各取締機関との連携

(ア) 麻薬取締協議会

麻薬取締部では、毎年、薬物犯罪の取締りに関する情報交換や薬物犯罪の具体例、手口や裁判事例の分析、捜査上の留意点等に対する協議等を行い、今後の取締りを効率的かつ効果的に行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁及び中国地区管内の警察、税関、海上保安部等による「中国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

令和6年度は6月25日、広島県において協議会を開催しました。

(イ) 麻薬取締職員会議

上記の麻薬取締協議会に併せて、中国地区管内の県薬務主管課麻薬取締員による「中国地区麻薬取締職員会議」を開催し、医療用麻薬等の取締りや薬物乱用防止対策等に関する情報交換等を行い、各県との連携強化を図っています。

(ウ) その他会議

各県が毎年開催する薬物乱用対策推進地方本部会議、税関が各地区で開催する密輸出入取締対策地区協議会等の会議に出席して、薬物事犯取締対策・薬物乱用防止対策について、関係機関と協議しています。

(エ) 合同捜査

個々に取り扱う薬物事件については、その性質、内容により、必要に応じ、取締関係機関（警察、海上保安部、税関等）との合同捜査を行っています。

② 実績（令和6年）

・検挙件数、人員

法令別	件数	人員
覚醒剤取締法	3 件	3 人
麻薬及び向精神薬取締法	6 件	9 人
大麻取締法	11 件	12 人
医薬品医療機器等法	10 件	10 人
麻薬特例法	6 件	5 人
計	36 件	39 人

・押収品目、数量

品目	数量
乾燥大麻	965.959 グラム
大麻草	2 本
液体大麻	3099.749 グラム
覚醒剤	30.532 グラム
麻薬 Δ8 -THC	23.995 グラム
麻薬オキシコドン	9 錠
向精神薬	1694 錠
指定薬物	73.08 グラム

※ 管内警察との合同、共同捜査による数値を含む。

（２）鑑定

① 概要

麻薬取締部では薬物犯罪を立証するため、薬物鑑定に関する以下のような業務を行っています。

- ・押収した薬物の定性分析及び定量分析
- ・生体試料（尿、汗、毛髪等）からの規制薬物の検出及び定性分析
- ・信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究

② 実績（令和6年）

- ・鑑定嘱託件数…………… 391 件
- ・検体数…………… 2842 検体

（３）正規麻薬等の指導・監督

① 免許、許可等

ア 概要

麻薬、向精神薬等は、すぐれた鎮痛効果等を有するものもありますが、その反面ひとたび乱用されると、個人の健康を害するだけでなく各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらす危険な薬物となります。

そこで、これら麻薬等が横流しされ乱用されないよう、その使用及び流通を正当な目的（医療及び学術研究）に関するもののみに限定してその取扱いを免許制、許可制、登録制とし、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害を防止しています。麻薬取締部では、これらの免許業務等を行っています。

イ 実績（令和 6 年）

種別	数量
麻薬関係（麻薬携帯輸出入許可）	2 1 件
向精神薬関係（新規免許取得）	0 件
麻薬向精神薬原料関係（新規免許）	4 件
あへん関係	0 件

② 立入検査

ア 概要

麻薬取締部では、麻薬や向精神薬などを取り扱う施設（輸出入業者、製造製剤業者、卸売業者、小売業者、診療施設など）に対して立入検査を実施し、行政指導を通じてその取扱いの適正を図っています。

イ 実績（令和 6 年）

種別	数量
麻薬	1 0 5 件
向精神薬	1 1 5 件
覚醒剤、覚醒剤原料	6 5 件
医薬品医療機器等関係	9 件

③ 事故麻薬等

ア 概要

麻薬、向精神薬、覚醒剤等の盗難、所在不明及びその他の事故については、麻薬及び向精神薬取締法等の規定に基づき、厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に届け出ることになっており、再発防止のため麻薬取締官や麻薬取締員等が事故の内容を調査し、指導しています。また、犯罪の疑いがある場合には捜査に着手することもあります。

イ 実績（令和 6 年）

種 別	滅 失	所在不明	盗 取	その他
麻 薬	3 8 7 件	1 6 件	0 件	5 6 件
向精神薬	0 件	1 件	2 件	2 件
麻薬等原料	0 件	0 件	0 件	0 件
覚醒剤	0 件	0 件	0 件	0 件
覚醒剤原料	3 件	3 件	0 件	1 1 件

（４）国庫帰属麻薬等の処分

① 概要

犯罪捜査等により押収された麻薬等は、刑事手続等が終了後、いったん国庫に帰属し、その大部分は廃棄処分となります。研究用等として必要な薬物は、厚生労働大臣の許可を得て研究用等に再利用する場合があります。麻薬取締部は、これら麻薬等の引継ぎ・廃棄・再交付事務等の業務を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

・国庫帰属受理件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5 4 件

※広島地方検察庁、神戸税関広島税関支署等からの引継ぎ

（５）薬物中毒者対策

① 概要

麻薬取締部では、毎年、四国厚生支局麻薬取締部と交互に関係機関（医療、取締、行政機関）との「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援にかかる情報・意見交換を通じて、関係機関との連携強化を図っています。令和 6 年度は、山口市で開催されました。

また、「麻薬・覚醒剤相談電話 0 8 2 - 2 2 8 - 8 9 7 4」を設置し、薬物乱用者の家族などからの相談に応じ、その内容・意向に応じた指導・助言等を行っています。

② 実績（令和 6 年）

・相談電話受理件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7 件

（６）薬物乱用防止啓発活動

① 薬物乱用防止教室等への講師派遣

ア 概要

薬物乱用を防止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があります。このために、麻薬取締官を学校、各種団体等が主催する薬物乱用防

止教室等に派遣しています。

イ 実績（令和 6 年度）

- ・講師（麻薬取締官）を派遣した団体…………… 21 団体
- ・対象者数…………… 3, 806 人

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

ア 概要

薬物乱用を根絶することを目指した「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

イ 実績（令和 6 年度）

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）を全国で展開し、高校生や関係団体などのボランティアの協力のもと、薬物乱用防止の呼びかけや、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金活動を実施。

※令和 6 年度においては、6月23日に広島市にて開催予定であった該当キャンペーンは豪雨のため中止となった。

③ 不正大麻・けし撲滅運動

ア 概要

毎年、5月1日から6月30日までの間を「不正大麻・けし撲滅運動」期間とし、ポスター、リーフレット等を掲示・配布するとともに、関係機関と協力して自生大麻・けしの発見・除去を行っています。

イ 実績（令和 6 年度）

- ・除去した「けし」…………… 95, 238 本

※当厚生局管内集計

② 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

ア 概要

違法薬物の乱用による弊害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めるため、毎年麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を実施しています。

イ 実績（令和 6 年度）

麻薬取締部では、毎年、四国厚生支局麻薬取締部と交互に薬物乱用防止地区大会を実施しており、令和 6 年度は 11 月 6 日に、鳥取県で大会を開催し、薬物乱用防止功労者に対する表彰や薬物乱用防止にかかる講演等を行いました。

(7) 再乱用防止支援事業

① 概要

麻薬取締部では、当部又は関係機関が検挙した保護観察の付かない執行猶予者（初犯者等）や初犯者等以外の薬物乱用者のうち自ら薬物との関係を断ちたいと真摯に望む者及びその家族に対し、再乱用防止支援員（精神保健福祉士・公認心理師等の専門資格を有する非常勤職員）による対象者との面談やワークブックを使用した断薬プログラムを実施する等の再乱用防止支援を行っています。

また、再乱用防止支援に関する専門窓口として「082-218-5151」を設置し、断薬を望む者やその家族などから、支援に関する相談受付等を行っています。

② 実績（令和6年度）

・再乱用防止対策プログラム実施件数 163件（のべ件数）